

嶺南士氏交易考

川手翔生

はじめに

後漢時代末期、中国最南端の辺境地帯である嶺南地域を事実上支配したのが、この地に移り住んで七代目となる在地漢人士豪の士燮を中心とする一族、すなわち「嶺南士氏」である。光和五年（中平元年（一八二）一八四）に交阯太守に就任したと考えられる士燮は、朱符や張津といった、交阯刺史や交州牧を巧みに利用することで、交州の内、南シナ海沿岸の四郡（交阯郡・合浦郡・九真郡・南海郡）を支配することに成功した。また、交州牧昇格建議の成功や、劉表の南進政策を利用することで、朝廷の信頼を勝ち取り、ついには「七郡董督權」という、事実上の交州牧の地位を獲得した¹⁾。

本稿で論ずるのは、嶺南士氏政権の経済基盤を支えたと考

えられる「交易路」についてである。『三国志』卷四九呉書士燮伝（以下、士燮伝）には次のような記述が見える。

燮每遣使詣權、到雜香・細葛、輒以千數、明珠・大貝・流離・翡翠・瑇瑁・犀・象之珍奇物、異果、蕉・邪・龍眼之屬、無歲不至。壹時貢馬凡數百匹。權輒爲書、厚加寵賜、以答慰之。

燮、遣使する毎に權に詣り、雜香・細葛を致すこと、輒ち千を以て數え、明珠・大貝・流離・翡翠・瑇瑁・犀・象の珍奇なる物、異果、蕉・邪・龍眼の屬、歲ごとに至らざるは無し。（士）壹、時に馬凡そ數百匹を貢す。權、輒ち書を爲し、厚く寵賜を加え、以て答え之を慰む。

これは、士燮が建安一五年（二一〇）に孫呉へ帰順した後、孫權に対して南海の珍産などを献上したことを示す史料であり、政権の財力を示す重要な記述である。殊に、香料や布製

品の献上が「千を以て數え」、玳瑁や象牙といった珍品が「歲ごとに至らざるは無し」という状態は、恒常的かつ大規模な交易活動を行っていないなければあり得ないと思われる。

しかしながら、在地漢人士豪による特異な辺境統治や、南方への儒学伝播といった視点ばかりが注目され、この箇所については、南シナ海沿岸において行われた南海交易の歴史の一部として、わずかに史料が引用されるのみであった。政権の統治体制の実態について説明することを目的とする筆者にとって、このように詳細にリストアップされている物産をどのような交易路をもって入手できたのかを検討することは、避けて通れない問題である。

第一節 嶺南士氏の支配地域とその時期に

ついて

まず、嶺南士氏政権の経済基盤を説明する前提として、彼らがどの程度の版図をどれだけの期間支配し得たのかを確定したい。政権が本当に交易を支配していたのであるならば、当然交易拠点となる諸郡を掌握していなければならず、その範囲や時期によって交易活動にも変化が見られると考えられるからである。

1 交阯郡

前述の通り、一八〇年代前半に交阯太守に就任した士燮であるが、その退任時期については士燮伝中には明確に記されていない。先学も、これについてはやはり特に言及しておらず、改めて確認する必要があるだろう。士燮伝には、

建安十五年、孫權遣步騭爲交州刺史。騭到、燮率兄弟奉承節度。……權加燮爲左將軍。

建安十五年、孫權、步騭を遣りて交州刺史と爲す。騭到り、燮、兄弟を率いて節度を奉承す。……權、燮に加うるに左將軍と爲す。

とあるように、嶺南士氏が孫呉へ帰順した後、士燮は左將軍の將軍号を加えられている。ここでは交阯太守の地位について触れられていないが、加えられたのであるから、交阯太守との兼任と考えるのが自然であろう。

また、唐・許嵩『建康實録』卷一太祖上に、

以南中郎將步騭爲交州刺史。騭到、殺劉表所置蒼梧太守吳臣、以徇諸郡、表士燮交阯太守兼左將軍、南土賓服、自此始也。

南中郎將步騭を以て交州刺史と爲す。騭到り、劉表の置く所の蒼梧太守吳臣を殺し、以て諸郡を徇わせ、士燮を交阯太守兼左將軍に表し、南土の賓服すること、此自り始まるなり。

とあり、士燮は步騭の上表によって交阯太守と左將軍を兼任したことがわかる。このことから、やはり士燮は交阯太守

の地位にそのまま留め置かれたのであろう。

その後も、士燮は孫権に貢物を毎年贈るなど、孫権にあくまでも忠誠を尽くし、孫呉の黄武五年（二二六）に九〇歳で死去した。そこまでの記述の中には、龍編侯や衛將軍を賜ったことは記されているが、交阯太守の任を解かれた記述はなく、また、『三国志』卷六〇呉書呂岱伝に、

交阯太守士燮卒、權以燮子徽爲安遠將軍、領九真太守、以校尉陳時代燮。

交阯太守士燮卒し、權、燮の子徽を以て安遠將軍と爲し、九真太守を領せしめ、校尉陳時を以て燮に代う。

とあるように、士燮の死後、校尉の陳時を後任の交阯太守に任命したことが記されているため、士燮はその没年まで交阯太守であったとするのが妥当であろう。すなわち、士燮の在位期間は、政權の存続期間と同様、約四〇年ほどということになる。

なお、士燮伝には、

權以交阯縣遠、乃分合浦以北爲廣州、呂岱爲刺史、交阯以南爲交州、戴良爲刺史。又遣陳時代燮爲交阯太守。岱留南海、良與時俱前行到合浦。而燮子徽自署交阯太守、發宗兵拒良。良留合浦。

權、交阯の縣遠なるを以て、乃ち合浦以北を分けて廣州と爲し、呂岱を刺史と爲し、交阯以南を交州と爲し、戴良を刺史と爲す。又た陳時を遣わし燮に代わり交阯太守

と爲す。岱、南海に留まり、良、時と俱に前すすみ行きて合浦に至る。而るに燮の子徽、自ら交阯太守を署し、宗兵を發し良を拒む。良、合浦に留まる。

とあり、士燮没後、その後継として嶺南士氏の当主となった息子の士徽は、孫呉による嶺南の二州分割や刺史・太守の配置転換に異を唱え、「士氏の變」と呼ばれる抗呉紛争を引き起こしたことが記されている。このことについては、前述の呂岱伝によって、士徽が九真太守の地位を与えられていたにも関わらず、あくまでも交阯太守を自称してその地位に固執したことがわかる。政權にとって交阯郡がいかに重要な土地であったかが窺われる。

士燮や士徽が本拠地としたのは交阯郡龍編県である。現在のヴェトナム社会主義共和国バックニン省トゥアンティン県には、ルンケー城址という遺跡が残っており、士燮をはじめとする嶺南支配者の居城として、郡治が宋平（現在のハノイ）に移る五世紀末から六世紀初頭まで使用されていたことがわかつている。かつては羸隴県に比定されていたが、西村昌也氏は、文献の検証や考古学的見地から龍編県に比定する。城址からは、蓮華紋瓦などのインド由来の物品や、大規模な青銅器工房の跡などが発見されており、非常に国際色豊かな場所であったことが確認され、各地からの交易品が集中していたと考えられている。

2 南海郡・合浦郡・九真郡

士燮の弟である士壹・士翯・士武は、それぞれ、合浦太守・九真太守・南海太守に赴任している。そのことは、士燮伝に、

交州刺史朱符爲夷族所殺、州郡擾亂。燮乃表壹領合浦太守、次弟徐聞令翯領九真太守、翯弟武、領南海太守。

交州刺史朱符夷族の殺す所と爲り、州郡擾亂す。燮、乃ち壹をして合浦太守を領し、次弟の徐聞令翯をして九真太守を領し、翯の弟武をして、南海太守を領せしむるを表す。

とあることからわかる。赴任した時期は、交阯刺史朱符が反乱によつて失脚した興平二年（一九五）頃と推定される。

まず、南海太守士武については、士燮伝に、「武、先に病没す」とあることから、他の二人よりも先に死去していることがわかる。その時期については、建安一五年に嶺南士氏が孫呉へ帰順した際、交州の州治が番禺に移され、交州刺史歩騭が赴任していることから、遅くとも建安一五年を下らないだろう。

南海郡治である番禺は、南越国建国の頃より南海交易における一大拠点港であり、この後も、中国諸王朝にとって重要な交易港となる。このことは、嶺南士氏と南海交易を結びつける根拠としてしばしば語られる。

次に、合浦太守士壹については、士燮伝に、

弟壹、初爲郡督郵。刺史丁宮徵還京都、壹侍送勤恪、宮

感之、臨別謂曰「刺史若待罪三事、當相辟也」。後宮爲司徒、辟壹。比至、宮已免、黃琬代爲司徒、甚禮遇壹。董卓作亂、壹亡歸鄉里。

弟壹、初め郡の督郵爲り。刺史丁宮京都に徵還せられ、壹、侍して勤恪に送り、宮之に感じ、別れに臨みて謂いて曰く、「刺史若し三事に待罪せば、當に相辟すべきなり」と。後に宮、司徒と爲り、壹を辟す。至る比（よ）、宮已に免ぜられ、黃琬代わりに司徒と爲り、甚だ壹を禮遇す。董卓亂を作し、壹、亡げて郷里に歸る。

とあるように、交阯刺史丁宮に気に入られ、丁宮が司徒として赴任した後、洛陽においてその下で役職（裴松之注引『呉書』によれば司徒掾）に就いている。彼の都での名声が、嶺南士氏の宣伝に役立ったことは間違いないだろう。

では、士壹はいつまで合浦太守の地位にあったのであろうか。これについては特に史料には記述がなく、その時期を正確に判断する術はない。しかし、士燮伝には、士燮の死後、孫呉より派遣された交州刺史戴良と交阯太守陳時が、士氏の変により交阯郡に入らず合浦郡に留まっていることから、すでに士壹は合浦太守ではなかった可能性が高い。番禺と同様、合浦郡には徐聞・合浦という良港が存在し、やはり南海交易において重要な拠点となった。

九真太守士翯については、合浦郡徐聞県の県令を務めた後、九真太守に赴任したこと以外は、士氏の変の後、罪を得て処

刑されたことが記されているのみである。ただ、前述の通り、士燮の死後、孫呉は士徽を九真太守に据えようとしていることから、すでに士翫は太守の座から降ろされていたと考えられる。

3 その他の郡

士燮が、朝廷より七郡董督権を付与されてからは、それまでの沿海四郡の他に、蒼梧郡・鬱林郡・日南郡の支配が可能となったが、その後、士燮が実際に三郡へ太守を赴任させたといった記述は見受けられない。

まず、蒼梧郡については、士燮伝に、

津後又爲其將區景所殺、而荊州牧劉表遣零陵賴恭代津。

是時蒼梧太守史瓚死、表又遣呉巨代之、與恭俱至。

津、後に又た其の將區景の殺す所と爲り、而るに荊州牧劉表、零陵の賴恭を遣りて津に代う。是の時蒼梧太守史瓚死に、表、又た呉巨を遣りて之に代え、恭と俱に至る。

とあるように、交趾牧張津の没後、荊州牧劉表により蒼梧太守として呉巨が派遣されている。この人事は、呉巨の前に蒼梧太守であった史瓚が死亡したことを承けてのものであり、つまり政権にはこれを支配する余地は存在しないことになる。

鬱林郡については、建安一五年、陸績が鬱林太守に任命されており、少なくとも帰順後には支配下にならないことになる。帰順前についても、蒼梧郡での騒動を考えると、隣郡である

鬱林郡に支配が及んだとも思えないし、嶺南士氏にとつても、あえて内陸の、特に産物もなく旨みが存在しない郡を支配することはしなかったのではないかと思われる。

日南郡については、士燮の父である士賜が桓帝期に太守として赴任した地であるが、当時の国際情勢が関係し、支配することができなかったと推測される。それは、日南郡象林県に林邑が勃興したことである。林邑建国については、以下の記事にその詳細が見られる。

永和元年……十二月、象林蠻叛す。（『後漢書』卷六順帝紀・永和元年条）

永和二年……五月、日南の叛蠻、郡府を攻む。（『後漢書』順帝紀・永和二年条）

永和三年……六月辛丑……九真太守祝良・交趾刺史張喬、日南の叛蠻を慰誘し、之を降し、嶺外平らかなり。（『後漢書』順帝紀・永和三年条）

永和二年、日南・象林徼外の蠻夷區憐等數千人、象林縣を攻め、城寺を焼き、長吏を殺す。（『後漢書』卷八六南蛮西南夷列伝）

漢末大いに亂れ、功曹區連、縣令を殺し、自立して王と爲る。（『南史』卷五四諸夷伝・林邑国条）

後漢末、（象林）縣の功曹、姓は區、子有り曰く連、令を殺し自立して王と爲る。（『晉書』卷九七・四夷伝・林邑国条）

後漢の時、中原喪亂し、象林縣の人區連、縣令を殺し、林邑王を自稱す。(『旧唐書』卷四一地理志四・林州条)

永和二年(一三七)に日南郡象林県の外に居住する非漢人の區憐が、象林県を襲ったという。『後漢書』によれば、この反乱は、九真太守祝良や交阯刺史張喬らの働きで平定されたとある。しかし『晉書』などによれば、後漢末期に、象林県の人で功曹の子(『南史』などでは功曹)の區連(『梁書』では區達)が、象林県令を殺して林邑を建国したという。「區」という姓は文献中に散見し、例えば、『三国志』卷四六呉書孫堅伝では、「長沙賊區星」なる者が反乱を起こしているし、士燮伝では、交州牧張津の部下の「區景」が張津を殺害している。おそらくは荆南・嶺南に居住する有力非漢人豪族なのであろう。

さて、『後漢書』に見える「區憐」とその他の文献上に見える「區連(區達)」とは、しばしば同一人物と見なされる。例えば、桑田六郎氏は、林邑の建国を永和二年とし、これを「議論なき所」としている。しかし、永和二年を「後漢末」とすることは難しく、また、「區憐」が「象林徼外蠻夷」であるのに対し、「區連」は『旧唐書』によれば「象林縣人」であり、その出自に明確な差異が見られ、さらに、それぞれの反乱の結果が異なっているため、これらは別々の反乱記事と見るのが自然であると思われる。つまり、諸文献を素直に読めば、林邑建国は後漢末期のことであろう。その年代につ

いては、『水経注』卷三六に、

初平之亂、人懷異心、象林功曹姓區、有子名達、攻其縣、殺令、自號爲王。

初平の亂、人、異心を懷き、象林の功曹、姓は區、子有り名は達、其の縣を攻め、令を殺し、自ら號して王と爲る。

とあり、初平年間(一九〇〜一九三)とみられる。¹³⁾つまり、政権による嶺南支配が確立した頃には、すでに日南郡の大半は林邑の版図に組み込まれていたことになり、そのような土地に太守を派遣しても意味がないと判断したのであろう。

以上をまとめると、政権の実効支配が及んだ最大範囲は、交阯郡・南海郡(ただし短期間)・合浦郡・九真郡という沿岸部のみとなる。そして、建安一五年の孫呉への帰順以降は、交阯一郡にまで版図を縮小されることとなるも、政権の存続自体は許されたのである。

第二節 海路についての考察

では、嶺南士氏政権はどのようにして交易活動を行っていたのであろうか。本節では一般的に政権が行っていたとされる、海路(海のシルクロード)を利用した南海交易について検討してみたい。まず、士燮以前における南海交易の歴史について簡潔に触れておこうと思う。

1 南海交易の歴史

嶺南地域は、中華世界が秦の始皇帝に統一される以前より豊富な珍品を産出する地として知られていた。始皇帝は、前二一四年に嶺南に攻め入り、この地に南海郡・桂林郡・象郡の三郡を設置し、民衆を多数入植させ、この地に入る玳瑁や真珠などの珍品の獲得を進めた。¹⁴松田寿男氏は、嶺南から武漢に至る道を「真珠街道」と名付け、この道が嶺南の珍品を都へ運ぶものとして利用されたとしている。¹⁵やがて秦が滅亡すると、龍川県令の趙佗により前二〇三年に南越国が建国され、前述した通り、都である番禺は南海交易の拠点港となつたと考えられる。

さて、中国の文献上に初めて海のシルクロードの詳細が記されるのは、『漢書』卷二八地理志下に見える以下の記事である。

自日南障塞徐聞・合浦船行可五月、有都元國。又船行可四月、有邑盧沒國。又船行可二十餘日、有諶離國。步行可十餘日、有夫甘都盧國。自夫甘都盧國船行可二月餘、有黃支國、民俗略與珠厓相類。其州廣大、戶口多、多異物、自武帝以來皆獻見。有譯長、屬黃門、與應募者俱入海市明珠・璧流離・奇石異物、齋黃金雜繪而往。所至國皆稟食爲糒、蠻夷賈船、轉送致之。亦利交易、剽殺人。又苦逢風波溺死、不者數年來還。大珠至圍二寸以下。平帝元始中、王莽輔政、欲耀威德、厚遺黃支王、令遣使獻

生犀牛。自黃支船行可八月、到皮宗。船行可八月、到日南象林界云。黃支之南、有已程不國、漢之譯使自此還矣。日南の障塞の徐聞・合浦自り船で行くこと五月可かり、都元國有り。又た船で行くこと四月可かり、邑盧沒國有り。又た船で行くこと二十餘日可かり、諶離國有り。歩いて行くこと十餘日可かり、夫甘都盧國有り。夫甘都盧國より船で行くこと二月餘可かり、黃支國有り、民俗略は珠厓と相い類す。其の州廣大にして、戶口多く、異物の多く、武帝自り以來皆な獻見す。譯長有り、黃門に屬し、應募せし者と俱に海に入り明珠・璧流離・奇石異物を市い、黃金雜繪を齎して行く。至る所の國皆な食を粟くるに耦を爲し、蠻夷の賈船、轉送して之を致す。亦た交易を利とし、人を剽殺す。又た風波に逢い溺死するに苦しみ、しからずんば數年にして來還す。大珠は圍二寸以下に至る。平帝の元始中、王莽輔政し、威德を耀かせんと欲し、厚く黃支王に遣り、使を遣りて生ける犀牛を獻ぜしむ。黃支自り船で行くこと八月可かり、皮宗に到る。船で行くこと八月可かり、日南の象林の界に到る。

黃支の南、已程不國有り、漢の譯使、此より還る。

前漢の武帝による南越討伐以來、徐聞港や合浦港より船が出ており、多くの国々を経由した後、黃支國、すなわち南インドに至り、多くの商人が珠玉やガラス製品などを求めたことが記されている。黃支國が多くの珍品をもたらす国であるこ

とはすでに知られていたようである。

しかし、当時の交易活動は漢人が主体的に自らの船で行動するものではなく、蛮夷の船を乗り継いで行き、殺されたり交易品を奪われたりする危険を冒しながら行うものであったことがわかる。長澤和俊氏は、当時の交易について、漢人は蛮夷船の入港を待ち、その貨物を購入し、内地に売って儲ける受身の手法を取っていたとしている¹⁶。つまり、現代において想像されるような積極的な交易活動は、当時まだ行われていなかったと考えられる。

後漢時代に入ると、南海交易に関する史料は急激に減少する。その要因としては、おそらく南海交易がさほど珍しいものではなくなったことや、交易ルートがしっかりと確立したことが考えられる。その数少ない史料の内、最も有名なものは、やはり大秦王安敦の使者と称する人物が日南郡の外より来航した事件であろう。

至桓帝延熹九年、大秦王安敦遣使自日南徼外献象牙・犀角・瑇瑁、始乃一通焉。其所表贡、竝无珍异、疑传者过焉。(《後漢書》卷八八西域伝)

桓帝の延熹九年に至り、大秦王安敦、使を遣りて日南徼外自り象牙・犀角・瑇瑁を献じ、始めて乃ち一通す。其の表貢する所、竝びに珍異無し、疑うらくは傳者過てり。

延熹九年(一六六)にローマ皇帝マルクス・アウレリウス・アントニヌスの使者を名乗る人物が日南郡の外より来航し、

象牙などの物産を献上したという、良く知られた記事である。この使者は、ローマ帝国の使者を騙った商人であると見る見解が一般的であるが、重要なのは、象牙や瑇瑁など、これまで珍品とされてきた物産が、この当時はすでにありふれたものであったという点である。これは、前述したような、南海交易がもの珍しいことではなく、交易ルートも確立していたことの証左となるであろう。

では、先学がこれまで南海交易の歴史の一部として扱ってきた政権による交易活動は、果たして事実にも則したものなのだろうか。

2 交易品の産地について

序文に挙げた孫呉への献上品は、言うまでもなく建安一五年、嶺南士氏が孫呉へ帰順した後に、恒常的に行われていたであろう交易活動によって入手したものである。実は、この記事の他に、嶺南士氏の交易活動について窺い知ることのできる史料がもう一つ存在する。それが、『三国志』卷五三呉書薛綜伝に見える次の記事である。

自臣昔客始至之時……貴致遠珍名珠・香藥・象牙・犀角・瑇瑁・珊瑚・琉璃・鸚鵡・翡翠・孔雀・奇物、充備寶玩、不必仰其賦入、以益中國也。

臣、昔客として始めて至るの時自り……遠珍の名珠・香藥・象牙・犀角・瑇瑁・珊瑚・琉璃・鸚鵡・翡翠・孔雀・

奇物を致すを貴び、寶玩を充備せること、必ずしも其の賦入を仰がず、以て中國に益するなり。

若い頃に戦乱を逃れて嶺南に入り、士燮の庇護の下、大儒劉熙に師事した儒学者である薛綜は、士燮の帰順と時を同じくして孫呉政権に仕えている。その後、広州刺史呂岱に付き従い、転戦して九真まで至った薛綜は、呂岱が建業へ戻される際、その後継者の任務に役立てようと、嶺南の実情を伝えたと上表文を孫権に送っているのである。士燮伝が非常に文量の少ない列伝であり、ごく簡潔にしか事実を伝えていないのに対し、この上表文は、実際に政権統治下の嶺南地域をその目で見た薛綜が、嶺南社会の実情や交易による利益、太守や刺史の動向や発生した反乱などについて事細かに記しており、非常に有益な史料である。

その中で薛綜は、政権の統治期間を含む時期において、嶺南地域にもたらされる交易品について列挙し、これらの品々が内地へも益する存在であることを説いている。ここで注意すべき点は二つある。ひとつは、これらの物産と帰順後に孫呉へ贈られた献上品を見比べると、その内容にあまり大差がないことである。これは、版図の大半を失つてもなお、恒常的に交易を行えるルートを掌握していたことを意味するのではないか。今ひとつは、これらが「遠珍」、つまり遠方からもたらされる珍品として紹介されているということである。

この遠方とはいずこのことなのかを特定しなければならぬ

だろう。

これらの疑問を解消すべく、ここでは、薛綜伝の交易品リストと、士燮伝の献上品リストに見える物産の産地について検証していきたい。なお、検証に際しては、なるべく同時代か直近の時代の史料を用いることとする。

① 明珠（名珠）・玳瑁・珊瑚・大貝

名珠、あるいは明珠と記されたこの物産は、しばしば貴人への贈答品などに登場する宝物であり、前述の『漢書』地理志下において海産物として明珠が取引されている様子が見られるなど、海から採取される玉、すなわち真珠を指す。嶺南では広く見られる産物で、『漢書』地理志下・粵地条に、

處近海、多犀・象・毒冒・珠璣・銀・銅・果・布之湊、中國往商賈者多取富焉。番禺、其一都會也。

近海に處り、犀・象・毒冒・珠璣・銀・銅・果・布の湊多く、中國より商賈に往く者は多く富を取る。番禺、其の一都會なり。

とあるように、真珠をはじめ、ここに挙げられた様々な産物が嶺南より産出されることがわかる。その真珠の一大産地として、合浦郡が挙げられる。『後漢書』卷七六孟嘗列伝に、

郡不産穀實、而海出珠寶、與交趾比境、常通商販、貿糶糧食。

（合浦）郡、穀實を産せず、而れども海、珠寶を出し、交趾と比境し、常に商販を通じ、糧食を買糶す。

とあるように、合浦郡は穀物の生産には不向きだが、南シナ海からは真珠が良く採れ、交趾郡との間で盛んに真珠の取引がなされていたことが記されている。

その他の地域としては、前述の黄支国や大秦国といった国々が真珠の産地として記されている他、

銅・鐵・鉛・錫・金・銀・光珠・虎魄・水精・瑠璃・軻蟲・蚌珠・孔雀・翡翠・犀・象・猩猩・豹獸を出す。

〔後漢書〕南蛮西南夷列伝・哀牢条)

黄金・光珠・虎魄・翡翠・孔雀・犀・象・蠶桑・綿絹・彩帛・文繡有り。……又た麩旄・帛疊・水精・瑠璃・軻蟲・蚌珠有り。〔華陽国志〕卷四南中志)

とあるように、益州永昌郡においてもその存在が確認される。

玳瑁は、ウミガメの一種で、その甲羅から採取された龜甲を指す。真珠と並んで南シナ海沿岸で採取される主要な物産の一つであり、例えば、『後漢書』卷三二賈琮列伝に、

舊交趾土多珍産、明璣・翠羽・犀・象・玳瑁・異香・美木之屬・莫不自出。

舊と交趾は土に珍産多く、明璣・翠羽・犀・象・玳瑁・異香・美木の屬、自ずから出さざるは莫し。

とあるように、嶺南地域ではごく一般的な産物の一つに数えられる。

また、『漢書』卷六四賈捐之伝には、初元元年(前四八)に発生した珠崖郡の反乱を鎮めるため、軍を派遣しようとする

意見に対し、珠崖郡が「珠・犀・瑇瑁」しか産出しない地であるということをも理由の一つとし、その放棄を進言した記事が見られる。雷州半島や海南島周辺は、こういった海由来の宝物が豊富な地域だったのである。

珊瑚は、言うまでもなく温暖な沿岸地帯であれば入手可能な物産である。特定の産地を明記する史料は多くないが、『華陽国志』南中志に、永昌郡博南県(現在の雲南省大理白族自治州永平県)が珊瑚の産地として記されている。

大貝については、南宋・周去非『嶺外代答』卷七・宝貨門に、

海南有大貝、圓背而紫斑、平面深縫、縫之兩旁、有横細縷、陷生縫中、『本草』謂之紫貝。

海南に大貝有り、圓背にして紫斑、平面深縫、縫の兩旁、横に細縷有り、陷は縫中に生じ、『本草(綱目)』は之を紫貝と謂う。

とあるように、古くはいわゆる貨幣として使用されたタカラガイのことを指す。この史料では、海南島周辺において産出したことがわかる。

また、前述の『後漢書』南蛮西南夷列伝や『華陽国志』南中志には「軻蟲」という物産が見えるが、これは海貝のことであり、この地域周辺の遺跡からは多数の海貝が発見されている。¹⁸⁾

② 香葉（雜香）

香葉とは、宗教行事などで焚く香や、香辛料、薬物を表す総称である。これについては、種類も多岐に渡っている上、どの香葉を指しているのが不明瞭なため、正確な比定が困難なものが多い。しかし、嶺南の植物について扱った、西晉・稽含『南方草木状』卷中・木類では、楓香・蜜香・沈香・鶏骨香・黄熟香・棧香・青桂香・馬蹄香・鷄舌香などの香葉が嶺南地域で採取されることが記されており、特に、楓香は九真郡、蜜香は交趾郡で採れるとある。

その他の地域については、南宋・趙汝适『諸蕃志』卷上・志国に、占城や真臘、三仏斉といった、東南アジア諸国において産出される物産として、種々の香葉が挙げられているが、同時代ないし直近の時代の史料においては、海外における香葉の記事は乏しい。

③ 象牙・犀角

前述の『後漢書』賈琮列伝などに見える通り、象牙と犀角もまた、嶺南地域で産出されるポピュラーな物産である。特に象牙は、密度が高い上に加工しやすく、しばしば工芸品の材料として使用される物産である。嶺南においては、前述の『漢書』賈捐之伝に見えるように、海南島周辺などが犀角の産地であった。また、前述の『後漢書』南蛮西南夷列伝や『華陽国志』南中志に見える通り、永昌郡においてもこれらは産出されている。

④ 琉璃（流離）・細葛

琉璃とはガラス製品のこと、他に流離や玻璃なども表記される。高度な技術を要するガラスは、しばしば玉製品を模倣したものとして人々の生活に浸透していき、交易品として広く扱われたものである。ガラス製品の嶺南への流入については、前述の『漢書』地理志に見える海のシルクロードに関する史料に、「壁流離」がインドにおいて取引されている記述が見える他、『芸文類聚』卷八四宝玉部下引胡冲『呉歴』に、

（孫呉の）黄武四年（二二五）、扶南の諸外国、來たりて琉璃を獻ず。

とあるなど、諸外国からしばしば流入していた。

しかし、考古学的にはヴェトナム地域で盛んにガラス製品が製造されたことがわかっており、各地の遺跡より耳飾りや腕輪などが多数発掘されている。平野裕子氏によれば、嶺南士氏が支配した北部ヴェトナム地域では、前一一一年の武帝による南越討伐以降のいわゆる北属期の時代、広東・広西地域で製造された「南海ガラス」の影響を強く受けたという。¹⁹⁾ 南海ガラスとは、カリウムの含有量が通常よりも高いガラスである。

また、『抱朴子』内篇卷二論仙には、

外國作水精碗、實是合五種灰以作之。今交廣多有得其法、而鑄作之者。

外國、水精の椀を作すに、實は是れ五種の灰を合わせ以て之を作る。今、交廣其の法を得る有ること多く、而るに之を鑄作す。

とあり、これについて大西和彦氏は、交州・広州において石英粒を用いたガラス製品の製造が行われていたとする。つまり、嶺南士氏が取り扱った流離は、必ずしも外から流入したものだけとは限らず、むしろ嶺南地域で生産されたものが嶺南士氏の手渡った可能性を指摘すべきであろう。また、やはり前述の『後漢書』南蛮西南夷列伝や『華陽国志』南中志に見える通り、琉璃は永昌郡からも産出されている。

細葛は、絺や葛布とも言い、細い葛で編まれた布である。前述の『漢書』地理志・粵地条に挙げられた嶺南の産物として布が見られるが、韋昭注はこの布を葛布としている。このような葛織物は様々な史料に見え、古くから百越の民によって作られて来たことがわかる。

⑤ 鸚鵡・孔雀・翡翠

鸚鵡については、『漢書』卷六武帝紀・元狩二年（前一二一）条・顔師古注に、

即鸚鵡也、今隴西及南海竝有之。萬震『南州異物志』云有三種。一種白、一種青、一種五色。交州以南諸國盡有之。

即ち鸚鵡なり、今の隴西及び南海並びに之有り。萬震の『南州異物志』に三種有りと云う。一種は白、一種は青、

一種は五色なり。交州以南の諸國、盡く之有り。とあるように、嶺南地域やそれ以南の地域において産出されたことがわかる。

孔雀や翡翠（カワセミの羽）についても、『漢書』卷九五南粵列伝に、

謹北面因使者獻白璧一雙、翠鳥千、犀角十、紫貝五百、桂蠹一器、生翠四十雙、孔雀二雙。

謹みて北面し使者に因りて白璧一雙、翠鳥千、犀角十、紫貝五百、桂蠹一器、生翠四十雙、孔雀二雙を獻す。

とあるように、南越国王趙佗が、勝手に建国したことを高祖に詫げる書状の中で献上品としてこれらの産物が見える。

また、『後漢書』南蛮西南夷列伝・滇条に、
河土平敞にして、多く鸚鵡・孔雀を出し……。

とあり、旧滇国領、すなわち益州郡においても、鸚鵡や孔雀が産出されたことがわかる。

⑥ 蕉・邪・龍眼・橘

蕉は、『南方草木状』卷上・草類に、

甘蕉、望之如樹。……一名芭蕉、或曰巴苴。剥其子、上皮色黃白、味似蒲萄、甜而脆、亦療飢。……交・廣俱有之。

甘蕉、之を望むこと樹の如し。……一名は芭蕉、或いは巴苴と曰う。其の子を剥くに、上皮の色は黃白、味は蒲萄に似、甜く脆く、亦た飢えをいや療す。……交・廣俱

に之有り。

とあるように、バナナのことであり、嶺南一帯で採取可能であることがわかる。

邪は、椰子のことであるが、同時代史料には産地について触れた記事があまり見られない。『南方草木状』果類には、林邑王と越王が対立した際、林邑王が放った刺客より献上された果実に入った酒を越王が飲み、泥酔した隙に首を斬り、その首を掛けた木には越王の首に似た果実がなり、これを「越王頭」と呼んだとする伝説が載せられている。このことから、椰子は林邑周辺の特産であったと考えられる。

龍眼は、『南方草木状』卷下・果類に、

龍眼樹、如荔枝、但枝葉稍小。……出九真・交趾。

龍眼樹、荔枝の如くなれど、但だ枝葉は稍や小さい。……

九真・交趾より出づ。

とあり、九真郡や交趾郡で採取可能であることがわかる。

最後に、前述の交易品リストには掲載されていないが、『南方草木状』果類に、

呉黄武中、交趾太守士燮、獻橋十七實同一帶、以爲瑞異、

羣臣畢賀。

呉の黄武中、交趾太守士燮、橋の十七實同一帯を獻じ、以て瑞異と爲し、羣臣畢く賀す。

とある、士燮が孫呉に対して献上した橋について検討する。

交趾有橋官長一人、秩三百石、主歲貢御橋。〔『初学記』

卷二〇貢獻篇引楊孚『異物志』)

交趾に橋官長一人有り、秩三百石にして、歲ごとに御橋を貢すを主どる。

自漢武帝、交趾有橋官長一人、秩二百石、主貢御橋。

〔『南方草木状』果類〕

漢の武帝自り、交趾に橋官長一人有り、秩二百石、御橋を貢すを主どる。

二つの史料は、武帝の時代より、交趾郡には橋を毎年朝廷に献呈するための官吏が一人置かれていたことを示している。他地域では、巴郡の胸忍県・魚復県（『漢書』卷二八地理志上）などに橋官が見られる。

以上をまとめると、帰順の前後に関わらず、政権の取り扱った産物は、香葉や椰子のように東南アジア諸国よりもたらされたと考えられる産物もあるが、それらを含めて大部分は嶺南地域で採取可能なものであることがわかった。帰順以前においては、徐聞などの拠点港より南海交易を通じて入手した可能性も考えられるが、交趾一郡にまで版図を縮小された後にもほぼ同様の交易が続けられたことへの疑問が残る。このことから、政権が沿岸四郡にまで勢力を拡大させたのは、南海交易の権益確保というよりは、むしろ当該地域より産出する豊富な物産を確保するためだったかも知れない。

その一方で、光珠（明珠）・瑠璃・軻蟲（大貝）・象牙・犀角・鸚鵡・孔雀・翡翠などの物産が、哀牢地域（永昌郡）よ

り産出することがわかった。これにより、薛綜の言う「遠珍」が、南海交易により運ばれたものというよりは、永昌郡より陸路を伝って嶺南に入った可能性が考えられる。羅二虎氏は、永昌郡は国際通商地として物資が集約する場所であり、海面してはいないもののインド洋には近いことから、主にインド沿岸より商人の手によってこれらの産物が永昌郡まで運ばれたものとする²²⁾。そこで、この推論を傍証する物産として、士壹が孫呉へ献上した「馬」に注目したい。

第三節 陸路についての考察

そもそも、「南船北馬」という語が示す通り、嶺南や揚州といった南方地域においては、北方と比較して馬が不足がちである。このことに関連して、嶺南士氏政権が馬をいかにして入手したかという疑問について検討を進める前に、馬を献上された孫呉の反応について見ていきたい。

1 孫呉の思惑

士壹の献上した馬に対し孫権は、返書をして恩賞を与えるほどの喜びを見せている。なぜ孫権は馬に対してこれほどの反応を示したのであるうか。これについては、孫呉の軍馬獲得政策が大きく関係すると思われる。以下の記事はそれを如実に示したものである。

逆賊孫権……比年已來、復遠遣船、越渡大海、多持貨物、誑誘邊民。邊民無知、與之交關。長吏以下、莫肯禁止。至使周賀浮舟百艘、沈滯津岸、貿遷有無。既不疑拒、齎以名馬、又使宿舒隨賀通好。（『三國志』卷八魏書公孫度伝附公孫淵伝・裴松之注引『魏略』）

逆賊孫権……比年已來、復た遠く船を遣わし、大海を越渡し、多く貨物もろを持し、邊民を誑誘す。邊民無知にして、之と交關す。（公孫淵麾下の）長吏以下、肯えて禁止する莫し。（公孫淵は）周賀をして舟百艘を浮かべ、津岸に沈滯し、有無を貿遷せしむるに至る。既に疑い拒まず、齎すに名馬を以てし、又た宿舒をして賀に隨い通好せしむ。

孫権忿公孫淵之巧詐反覆、欲親征之。瑁上疏諫曰、「臣聞聖王之御遠夷、羈縻而已、不常保有。故古者制地、謂之荒服。言恍惚無常、不可保也。今淵東夷小醜、屏在海隅、雖託人面、與禽獸無異。國家所爲不愛貨寶遠以加之者、非嘉其德義也。誠欲誘納愚弄、以規其馬耳。……」

（『三國志』卷五七呉書陸瑁伝）

孫権、公孫淵の巧詐反覆を忿り、親ら之を征せんと欲す。瑁、上疏して諫めて曰く、「臣聞く、聖王の遠夷を御するは、羈縻あるのみにして、常には保有せず。故に古は地を制するは、之を荒服と謂う。恍惚として常無く、保つ可からざるを言うなり。今、淵、東夷の小醜にして、

屏たれて海隅に在り、人面を託すと雖も、禽獸と異なる無し。國家の爲す所は貨寶を愛し^おまずして遠く^{くだ}以てこれを加うるは、其の徳義を嘉するに非ざるなり。誠に愚弄を誘納し、以て其の馬を規らんとするのみ。……

遣使者謝宏・中書陳恂拜宮爲單于、加賜衣物珍寶。……
宮遣主簿笮咨・帶固等出安平、與宏相見。宏即縛得三十餘人質。宮於是謝罪、上馬數百匹。〔三國志〕卷四十七
書孫權伝・裴松之注引『呉書』

使者謝宏・中書陳恂を遣りて(位)宮に拜して單于と爲さしめ、加えて衣物珍寶を賜う。……宮、主簿笮咨・帶固等を遣りて安平を出で、宏と相い見えしむ。宏、即ち縛りて三十餘の人質を得。宮、是に於いて謝罪し、馬數百匹を上る。

これらの史料は、いずれも孫呉と遼東公孫氏および高句麗との関係について記されているものであるが、遼東公孫氏との交易品や、高句麗からの献上品として、馬が重要な物産として記されている。

菊地大氏は、孫呉の対外政策について、遼東公孫氏との交渉には軍馬の確保と曹魏への牽制の意図が、高句麗との交渉には遼東公孫氏に代わる軍馬の供給地の確保と遼東公孫氏への牽制の意図がそれぞれあつたとする。²³つまり、土壹より馬を贈られて孫権が喜んだ背景にもまた、そのような孫呉の思惑が関係していたと言えるのではないか。

2 南中豪族との関係

では、政権は馬をどのようにして手に入れたのであろうか。前述した通り、嶺南一帯は決して馬の生産地とは言えず、他地域より交易等によって入手したものと見る他はない。これを解く鍵は、土燮伝に見える以下の記事にある。

燮又誘導益州豪姓雍闓等、率郡人民使揺東附、權益嘉之、遷衛將軍、封龍編侯、弟壹偏將軍、都鄉侯。

燮、又た益州の豪姓雍闓等を誘導し、郡の人民を率いて東に附かしめ、權、益々之を嘉し、衛將軍に遷し、龍編侯に封じ、弟壹を偏將軍、都鄉侯とす。

孫呉に帰順した土燮は、徹底して陣營に忠誠を誓い、前述のような豊富な珍産を贈り、その見返りとして破格の地位を手に入れた。しかし、土燮が忠誠心を示すために行った行動はそれだけに止まらなかった。土燮は、益州郡の有力土豪である雍闓を孫呉へ帰順させたのである。

ここで、雍闓を中心とする益州南部(南中)の豪族について説明を加えたい。雍闓らは「大姓」や「四姓」などと呼ばれるこの地域の有力豪族集団であり、その主な氏族については、『華陽国志』卷四南中志に、

移南中勁卒青羌萬餘家於蜀、爲五部。所當無前、號爲飛軍。分其羸弱配大姓焦・雍・婁・爨・孟・量・毛・李爲部曲、置五部都尉、號五子。故南人言四姓五子也。

南中の勁卒・青羌萬餘家を蜀に移し、五部となす。當たる所前無く、號して飛軍と爲す。其の羸弱なるものを分ちて大姓の焦・雍・婁・爨・孟・量・毛・李に配し部曲と爲し、五部都尉を置き、五子と號す。故に南人、四姓五子と言ふなり。

とあるように、焦・雍・婁・爨・孟・量(董の誤りか)・毛・李の八氏が存在した。この南中大姓出身の代表的な人物としては、前漢の高祖劉邦に仕えて什方侯に封ぜられた雍齒の末裔とされる雍闓や、蜀漢に仕え、子孫が東晉から南朝宋の時代にかけて地方政權として台東することとなる爨習、雍闓の死後、南中を束ねて諸葛亮の南征に抵抗した孟獲などが挙げられる。いわば、南中地域における「名士」層にあたる存在であった。

さらに、士燮伝に見える雍闓の孫呉への帰順や、その後の雍闓の反乱について、より詳細な記述を挙げると、以下の如くである。

璋卒、南中豪率雍闓據益郡反、附於呉。權復以璋子闓爲益州刺史、處交・益界首。(『三国志』卷三二蜀書劉璋伝)
(劉)璋卒し、南中豪率雍闓、益郡に據りて反し、呉に附く。權、復た璋の子闓を以て益州刺史と爲し、交・益の界首に處らしむ。

益州大姓雍闓等殺蜀所署太守正昂、與燮相聞、求欲内附。鸞因承制遣使宣恩撫納、由是加拜平戎將軍、封廣信侯。

(『三国志』卷五二呉書步鸞伝)

益州の大姓雍闓等、蜀の署す所の太守正昂を殺し、燮と相い聞き、求めて内附せんと欲す。(步)鸞、制を承くるに因りて使を遣りて宣恩撫納し、是に由りて加えて平戎將軍を拜し、廣信侯に封ぜらる。

先是、益州郡殺太守正昂、耆率雍闓恩信著於南土、使命周旋、遠通孫權。乃以裔爲益州太守、徑往至郡。闓遂趨超不賓、假鬼教曰、「張府君如瓠壺、外雖澤而内實蠱、不足殺、令縛與呉」。於是遂送裔於權。(『三国志』卷四一蜀書張裔伝)

是より先、益州郡、大守正昂を殺し、耆率雍闓、恩信を南土に著わし、使して周旋を命じ、遠く孫權と通ぜしむ。乃ち(張)裔を以て益州太守と爲し、徑ちに往きて郡に至らしむ。闓、遂に趨超して賓わず、鬼教に假りて曰く、「張府君瓠壺の如し、外澤すると雖も内實は蠱なり、殺すに足らず、縛りて呉に與えしめん」と。是に於いて遂に裔を權に送る。

建興元年夏、牂牁太守朱襲擁郡反。先是、益州郡有大姓雍闓反、流太守張裔於呉、據郡不賓、越雋夷王高定亦背叛。(『三国志』卷三三蜀書劉禪伝)

建興元年夏、牂牁太守朱襲、郡を擁して反す。是より先、益州郡に大姓雍闓の反有り、太守張裔を呉に流し、郡に據りて賓わず、越雋の夷王高定、亦た背叛す。

雍闓は、前の益州牧劉璋の死後、民衆を率いて益州太守正昂を殺害し、その後任である張裔を民間信仰に仮託して捕縛し、孫呉へ送り、これと通じた。その際、交州刺史である歩騭が孫権との仲介役を担った。その後、蜀漢の建興元年（二二三）に雍闓と通じた牂牁太守朱褒と越巂郡の非漢人王高定が蜀漢に反旗を翻したのである。雍闓と高定はその後内紛によって殺害され、朱褒は蜀漢に帰順し、反乱は終結した。周知の通り、この後建寧郡（二二五年に益州郡から改称）から孟獲が台頭し、南征が開始されることとなる。

士燮は、この益州郡の雍闓と關係を結び、孫呉への内属を手引きしたこととなっている。一見すると非常にスムーズな流れで交渉が進んでいるが、当時、嶺南と益州を結ぶルートは通行を禁じられていたことが、『三国志』卷三九蜀書劉巴伝に、

與交阯太守士燮計議不合、乃由牂牁道去。爲益州郡所拘留、太守欲殺之。

交阯太守士燮と計議して合わず、乃ち牂牁道より去る。

益州郡の拘留する所と爲り、太守之を殺さんと欲す。

とあることからわかる。劉巴が士燮の庇護下から離れて益州に入ろうとした際、益州太守がこれを捕縛して殺害しようとしたとあり、これはこのルートが禁令によって通行できなくされていたことを如実に表している。

つまり、士燮と雍闓との間で行われた交渉は、公的なルー

トを使用したものではなく、あくまでも秘密裏のルートを使用したものであると考えられるのである。

3 西南シルクロードと紅河ルート

そこで、筆者が想定するのが、成都から南中地域を経由してインドへと至るいわゆる「西南シルクロード」と、南中地域と嶺南地域を結ぶ「紅河ルート」を利用した、政権と南中豪族の間の交易なのである。

まず、西南シルクロードについての主な先行研究としては、古島琴子氏が、古代タイ史の視点より論じ、四川や雲南、ミャンマー北部一帯で行われた塩の生産に関連させ、その交易に利用された塩の道をつなぐ絹の道こそが西南シルクロードであるとした。²⁶ 次いで羅二虎氏は、漢・晋の時代における西南シルクロードの経路や商業活動などについて、主に唐代の史料を用いて検証し、中国文明とインド文明とを結ぶ文化的・経済的活動の交流ルートであるとした。²⁶ また、藤島範孝氏が、西域のいわゆる一般的なシルクロードと、すでに述べた海のシルクロードを結ぶ道が西南シルクロードであるとした。²⁷ 近年では、松尾亜季子氏が、諸葛亮の南征とからめて西南シルクロードについて検討しており、西南シルクロードで行われた商業活動や大姓の動向を踏まえ、南征が西南シルクロード支配を目的としたものであるとしている。²⁸

西南シルクロードの経路については、先学が多く検証して

いるため、ここで詳述することは避けるが、主要な経路として次のルートが挙げられる。

①成都から犍為郡・益州郡などを通り、永昌郡へ至るルート（夜郎道）。

②成都から越雋郡などを通り、永昌郡へと至るルート（雲関道）。

この二ルートは、現在の雲南省大理白族自治州大理市下関鎮付近、すなわち永昌郡内で合流し、そこからさらに次の二ルートに分岐する。

③下関からミャンマーへと至るルート。

④下関から雲南省保山市へと至るルート（永昌道）。

また、④からはさらに三つの分岐ルートが存在する（印度道）。この他にも支線はいくつも存在したとされる。

松尾氏は、西南シルクロードによって扱われた産物について詳細に検証し、当地で日常的な交易が行われていたことを確認した上で、蜀漢による南征後、官吏によって現地住民から塩鉄などの交易品が奪われている史料などから、交易が大姓を含めた現地住民によって支配されていたとし、南征の目的が物品の製造・交易の権利や手段を現地住民から奪取するためであるとしている⁽²⁹⁾。これに従えば、雍闐を中心とする三国時代初期の南中豪族が西南シルクロードを利用した交易を掌握していたとすることも可能ではないだろうか。

一方、紅河ルートについては、桜井由躬雄氏⁽³⁰⁾や林謙一郎氏⁽³¹⁾

松尾氏⁽³²⁾などがすでに交易路として交趾郡と南中とを結ぶ交易路が存在したことに触れている。

紅河ルートが西南シルクロードと嶺南を結ぶ交易路として機能していたことを示す史料としては、『史記』卷一一六西南夷列伝に、

建元六年、大行王恢擊東越、東越殺王郢以報。恢因兵威、使番禺令唐蒙風指曉南越。南越食蒙蜀枸醬。蒙問所從來。曰、「道西北牂柯、牂柯江廣數里、出番禺城下」。蒙歸至長安、問蜀賈人、賈人曰、「獨蜀出枸醬、多持竊出市夜郎。夜郎者、臨牂柯江、江廣百餘步、足以行船。南越以財物役屬夜郎、西至同師、然亦不能臣使也」。

建元六年、大行王恢、東越を撃ち、東越、王の郢を殺して報ず。恢、兵威に因り、番禺令唐蒙をして風指して南越を曉さしむ。南越、蒙に蜀の枸醬を食らわしむ。蒙、従つて來る所を問う。曰く、「西北の牂柯道りす、牂柯江は廣さ數里、番禺の城下に出づ」と。蒙、歸りて長安に至り、蜀の賈人に問うに、賈人曰く、「獨り蜀より枸醬を出だし、多く持ちて竊かに出でて夜郎に市る。夜郎は、牂柯江に臨み、江廣の百餘步にして、以て船で行くに足る。南越、財物を以て夜郎に役屬し、西は同師に至り、然れども亦た臣、使う能わざるなり」と。

とあり、建元六年（前一三五）に唐蒙が南越へ派遣された際、南越は唐蒙に蜀で産出する枸醬を食わせたため、長安に戻つ

た際にこれを蜀の商人に尋ねたところ、蜀から枸醬を密かに持ち出して、これを夜郎に売るが、夜郎と南越が財物によって密接に通じているために、枸醬が南越にもたらされるといふことが記されている。

このように、古来より嶺南地域と南中地域との間に通商ルートが存在する以上、政権と南中豪族が交易によって密接につながっていたことで、孫呉への帰順交渉が円滑に行われたと考ええるのが自然であろう。

では、士壹の献上した馬と西南シルクロード、そして紅河ルートは、どのようにして結びつくのであろうか。これについては、南中地域における馬の生産について見ていく必要があるだろう。

雍闓が支配した益州郡は、もとは滇の領域である⁽³³⁾。滇をはじめ、南中一帯は軍馬の一大生産地として知られ、次のような史料にそれが見られる。

漢武帝元封二年、……司馬相如・韓説初開、得牛・馬・羊屬三十万。(『華陽国志』南中志)

漢の武帝の元封二年、……司馬相如・韓説、初めて開き、牛・馬・羊の屬三十万を得。

池中有神馬、或交焉、即生駿駒。俗稱之曰、「滇池駒」、日行五百里。(『華陽国志』南中志)

(滇) 池中に神馬有り、或いは交わり、即ち駿駒を生む。俗に之を稱して曰く、「滇池駒」と、日に五百里を行く。

明年正月、追至不韋、斬棟蠶帥、凡首虜七千餘人、得生口五千七百人、馬三千疋、牛・羊三萬餘頭、諸夷悉平。

(『後漢書』南蠻西南夷列伝)

明年(建武二年(四五))正月、追いて不韋に至り、

棟蠶の帥、凡そ首虜七千餘人を斬り、生口五千七百人、

馬三千疋、牛・羊三萬餘頭を得、諸夷悉く平らぐ。

また、『後漢書』卷五安帝紀に、

六年春正月庚申、詔越嶲置長利・高望・始昌三苑、又令益州郡置萬歲苑、犍爲置漢平苑。

(永初) 六年春正月庚申、詔して越嶲に長利・高望・始昌の三苑を置き、又た益州郡に萬歲苑を置き、犍爲に漢平苑を置かしむ。

とあり、永初六年(一一二)に、越嶲・益州・犍爲の三郡に「苑」が設置されたことがわかる。苑とは、一般的には禽獣の放牧地として使用されるものである。張增祺氏が指摘するように、馬の生産地である南中地域に置かれたということから考えて、これらの苑では、滇池駒などの馬が養育されていたと考えるべきであろう⁽³⁴⁾。これを裏付けるものとして、この地域の遺跡において、貯貝器などの装飾として、軍馬やそれを養育する人々が象られているものが出土しており、このことから、南中地域が軍馬の生産地であったことがわかる。

その他に西南シルクロードが馬の交易に利用されたことがわかる史料としては、『史記』西南夷列伝に、

巴蜀民或竊出商賈、取其笮馬・犍僮・髦牛、以此巴蜀殷富。

巴蜀の民、或いは竊かに商賈を出だし、其の笮馬・犍僮・髦牛を取り、此れを以て巴蜀殷んに富む。

とあるように、秦が滅び、前漢が成立して以降、巴蜀地方の商人が、秘密裏に滇国の笮馬（小柄で、山路をよく走る馬）を商品として取り扱っている。羅二虎氏によれば、笮馬は南中地域と巴蜀地域の間の交易に使用される重要な交通手段であり、かつ重要な交易物資であるという³⁶。

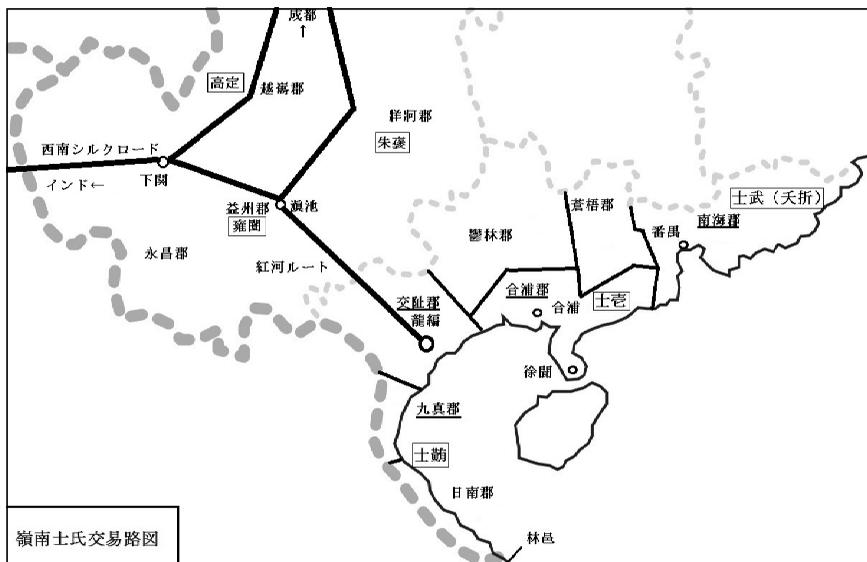
このように、政権が孫呉へ馬を献上できた背景には、雍閬を中心とする南中豪族との関係、彼らが掌握していた西南シルクロード上の交易、嶺南と西南シルクロードを結ぶ紅河ルート、そして馬を必要とした孫呉の思惑が一つにつながったという事実があると考えられるのである。また、前節において、永昌郡などで見られた真珠やガラス製品などの物産も、このルートを伝って嶺南地域に流入したと思われる。

おわりに

本稿では、嶺南士氏政権がいかにして土燮伝や薛綜伝などに見えるような大量の物産を恒常的に確保できたのか、その交易形態について史料に基づいた検証を行ってきた。孫呉への帰順以前に政権が掌握した、交阯・合浦・九真・南海の

四郡、特に徐聞・合浦を擁する合浦郡は、武帝以来の南海交易にとって重要な土地であり、一見するとこれらの要所を押さえることで、南海交易の独占をねらったように思われる。しかし、政権が取り扱った物産を細かに分析すると、そのほとんどが嶺南地域で採取可能なものであり、南海交易を掌握したという決定的な証拠は見つからなかった。

一方で、これらの物産は、同時に永昌郡をはじめとした南中地域で産出されることがわかり、土燮と雍閬を中心とする南中豪族との関係や、南中地域の人々が担ってきた西南シルクロード上の交易活動、そして、土燮が献上した馬と孫呉の軍馬獲得政策との関係により、政権が、殊に孫呉への帰順により交阯一郡に版図を縮小された後、南中地域に集積した東南アジア諸国やインドからの物産を、西南シルクロードや紅河ルートを通じて入手し得た可能性を指摘することができた。このように、政権の交易活動について改めて検証してみると、自らの版図で得られた珍品や、提携する南中豪族との交易で得られた産物を利用し、孫呉との良好な関係を保ちつつ、交阯郡における自身の権益を、二一〇年から二二六年まで、十六年間保持し続けることに成功したという実像が浮かび上がるのである。



注

- (1) 拙稿「嶺南士氏の勢力形成をめぐって」(『史観』一六七、二〇一二年)参照。
- (2) 王元林「秦漢時期南嶺交通的開發与南北交流」(『中国歴史地理論叢』二三四、二〇〇八年)五二頁、張榮芳・周永衡「漢代徐聞与海上交通」(五頁等参照)。
- (3) 『三國志』呉書薛綜伝に、「呂岱、既に至り、士氏の變有り」と記されている。
- (4) ルンケー―城址の考古学的研究については、フランス人ヤヴエトナム人研究者を中心として行われてきた。その研究概況については、西村昌也『ベトナムの考古・古代学』(同成社、二〇一一年)一五七―一五九頁参照。
- (5) 注(4)西村氏前掲著書、一五五―一七六頁参照。
- (6) 注(1)拙稿前掲論文、三五頁参照。
- (7) 交州の州治が番禺に移されたことについては、『統漢書』卷二三郡国志五・交州条・劉昭注引西晉・王範『交広春秋』に、「郡国志五・交州条・劉昭注引西晉・王範『交広春秋』に、交州の治は羸陵縣なり、元封五年、治を蒼梧廣信縣、建安十五年、治を番禺縣に移す。」とある。嶺南士氏が帰順するタイミングで州治が南海郡番禺県へ移っており、露骨に嶺南士氏政権の版図から州治を外していることがわかる。
- (8) 王元林「秦漢時期番禺等嶺南港口与内地、海上交通的關係」(『中国古都研究』二三三、二〇〇七年)等参照。
- (9) 張榮芳・周永衡「漢代徐聞与海上交通」(『中山大学学报(社会科学版)』四二、二〇〇二年)、呉松弟「兩漢時期徐聞港的重要地位和崛起原因―從嶺南的早期開發与歷史地理角度探討」(『嶺南文史』二〇〇二―一、二〇〇二年)等参照。
- (10) 陸績が鬱林太守に赴任したことについては、『三國志』卷五七呉

書陸績伝に、

孫權統事、辟爲奏曹掾、以直道見憚、出爲鬱林太守、加偏將軍、給兵二千人。

孫權、事を統べるや、(陸績を)辟して奏曹掾と爲すも、直道を以て憚られ、出されて鬱林太守と爲り、偏將軍を加えられ、兵二千人を給う。

とあり、陸績が直言を疎まれて鬱林太守とされたことが記されている。孫呉の認識としては鬱林郡はそれほど重要な土地ではなかったことがわかる。

- (11) 士燮の父士賜が日南太守であったことについては、士燮伝に、六世至燮父賜、桓帝時爲日南太守。

六世に至り燮の父賜、桓帝の時、日南太守と爲る。

- (12) 桑田六郎「南洋上代史雑考」(『大阪大学文学部紀要』三、一九五四年)一五頁参照。

- (13) 初平年間説を採っているものとしては、桂光華「関于占婆建国時間的兩種看法浅析」(一九八四—四、一九八四年)等参照。

- (14) 始皇帝による嶺南征服については、『史記』巻一三南越列伝に、秦時已并天下、略定楊越、置桂林・南海・象郡、以謫徙民、與越雜處十三歲。

秦の時已に天下を并せ、略ぼ楊越を定め、桂林・南海・象郡を置き、謫を以て民を徙し、越と雜處せしむること十三歳なり。とある。

- (15) 松田寿男「東西絹貿易」(『古代史講座第一三』古代における交易と文化交流、学生社、一九六六年)一五四頁参照。

- (16) 長澤和俊『海のシルクロード』(中央公論社、一九八九年)五八—六〇頁参照。

- (17) 柿沼陽平『中国古代貨幣経済史研究』(汲古書院、二〇一一年)

等参照。

- (18) 雲南博物館「雲南晋寧石寨山古墓群發掘報告」(文物出版社、一九五九年)参照。

- (19) 平野裕子「ベトナムの古代ガラス・初期国家形成期における域内交流への一視点」(『ベトナムの社会と文化』三、二〇〇一年)三五七頁参照。

- (20) 大西和彦「北属期ベトナムの産物と道教」(『東方宗教』七一、一九八八年)五二—五三頁参照。

- (21) 謝崇安「略論百越民族及其後裔的葛織工芸」(『貴州民族研究』一四六、二〇一二年)参照。

- (22) 羅二虎著・木田知生訳「漢晋時期の中国、西南シルクロード」(漢晋時期的中国、西南絲綢之路)龍谷大学仏教文化研究所紀要三三三、一九九四年)二四八—二四九頁参照。

- (23) 菊地大「孫呉政権の対外政策について—東アジア地域を中心に—」(『駿台史学』一—一六、二〇〇二年)一〇八—一二六頁参照。

- (24) 大姓などと呼ばれる南中豪族については、劉小兵「從“夷”、漢文化的交融看“南中大姓”的形成」(『思想戦線』一九九—一五、一九九一年)、林健一郎「中国」と「東南アジア」のはざま—雲南における初期国家形成」(『岩浪講座東南アジア氏』岩波書店、二〇〇一年)一五二—一五六頁等参照。

- (25) 古島琴子『攀枝花(パンジイホア)の咲くところ—雲南タイ族の世界』(創土社、二〇〇一年)参照。

- (26) 注(22) 羅二虎氏前掲論文参照。

- (27) 藤島範孝「古西南シルクロードについて」(駒沢大学北海道教養部研究紀要三〇、一九九五年)参照。

- (28) 松尾亜季子「蜀漢の南中政策と「西南シルクロード」」(『三国志研究』六、二〇一一年)参照。

- (29) 注(28) 松尾氏前掲論文、二六—二七頁参照。なお、蜀漢の官

吏が現地住民より産物を得たことについては、『三国志』卷四三蜀書張疑伝に、

定祚・臺登・卑水三縣去郡三百餘里、舊出鹽鐵及漆、而夷傲久自固食。疑率所領奪取、署長吏焉。疑之到定祚、定祚率豪狼岑、槃木王舅、甚爲蠻夷所信任、忿疑自侵、不自來詣。疑使壯士數十直往收致、撻而殺之、持尸還種、厚加賞賜、喻以狼岑之惡、且曰、「無得妄動、動即殄矣」。種類咸面縛謝過。疑殺牛饗宴、重申恩信、遂獲鹽鐵、器用周贍。

定祚・臺登・卑水の三縣は郡を去ること三百餘里、舊くより

鹽鐵及び漆を出だし、而して夷傲、久しく自ら食すを固くす。

（張）疑、領する所を率いて奪取し、長吏に署せしむ。疑の定祚に到るに、定祚の率豪狼岑、槃木王の舅にして、甚だ蠻夷の信任する所と爲り、疑の自ら侵すを忿り、自ら來詣せず。

疑、壯士數十をして直に往きて收致せしめ、撻つて之を殺し、尸を持ちて種に還り、厚く賞賜を加え、喻すに狼岑の惡を以てし、且つ曰く、「妄りに動くを得る無かれ、動かば即ち殄さん」と。種の類、咸な面縛し過ちを謝す。疑、牛を殺して饗宴し、重ねて恩信を申し、遂に鹽鐵を獲て、器用周贍す。

とあるように、蜀漢の將軍である張疑は、青羌から塩鉄を奪い、反抗した土豪を殺して現地住民を脅し、降伏した住民を欲待して信任を得たことがわかる。言うまでもなく、塩鉄は国家にとって重要な物産であり、国力が貧弱な蜀漢にとり、これを支配するこ

とは急務であると考えられる。

(30) 桜井由躬雄「南海交易ネットワークの成立」(『岩浪講座東南アジア史1』岩波書店、二〇〇一年)一一八〜一一九頁参照。

(31) 注(24) 林氏前掲論文、一四八〜一五一頁参照。

(32) 注(28) 松尾氏前掲論文、二二三〜二四頁参照。

(33) 益州郡が滇国の領域であることについては、『漢書』地理志上・応劭注に、「故滇王國也」とあることからわかる。なお、滇国の滅亡と益州郡の設置については、『漢書』卷六武帝紀に、

二年……秋……又遣將軍郭昌・中郎將衛廣發巴蜀兵平西南夷未服者、以爲益州郡。

（元封）二年……秋……又た將軍郭昌・中郎將衛廣を遣りて巴蜀に兵を發し西南夷の未だ服さざる者を平らげ、以て益州郡と爲す。

とあり、元封二年（前一〇九）のこととわかる。

(34) 張增祺「滇国的戰馬、馬具及馬鐙」(『考古』一九九七—五、一九九七年)六二頁参照。

(35) 滇国の領域からの出土品などについては、注(34) 張增祺氏前掲論文、六二〜六三頁の他、雲南省博物館「雲南江川李家山古墓群發掘報告」(『考古學報』一九七五—二、一九七五年)等参照。

(36) 注(22) 羅二虎氏前掲論文、二四四頁参照。

(本学大学院博士後期課程在籍)